

## 道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年5月27日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和8年5月27日から令和8年6月10日まで一般の縦覧に供します。

令和8年5月27日

川崎市長 福田 紀彦

| 道路の種類 市道     |                     |    |
|--------------|---------------------|----|
| 路線名          | 供用開始の区間             | 備考 |
| 宿河原<br>第43号線 | 川崎市多摩区宿河原4丁目1765番1先 |    |
|              | 川崎市多摩区宿河原4丁目1765番1先 |    |